

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

(略)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

(以下、略)

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。

(以下、略)

項目2. 賃金引上げと労働生産性向上

③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備 (その1)

【働く人の視点に立った課題】

賃上げは、今世紀に入って最も高い水準の賃上げが3年連続で実現。この流れをしっかりと維持していく必要がある。

・春季労使交渉の賃上げ率 (連合集計)

2010-2012年: 平均1.70%

2013年: 1.71%

2014年: 2.07%

2015年: 2.20%

2016年: 2.00%

・最低賃金の引上げ額 (全国)

2013年: 15円

2014年: 16円

2015年: 18円

2016年: 25円

労働分配率の低下に歯止めをかけるとともに、大企業の収益をより中小企業・小規模事業者の収益や賃金に還元する必要がある。

・労働分配率

(2014年度)

中小企業: 77.6%

⇒ (2015年度)

中小企業: 77.1%

大企業: 59.6%

大企業: 57.7%

賃金の上昇のためにも、生産性の向上が必要。

・労働生産性 (時間当たりの国際比較 (2015年))

日本 42.1ドル

アメリカ 68.3ドル

ドイツ 65.5ドル

【今後の対応の方向性】

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高水準となっている。過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。最低賃金についても、年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。

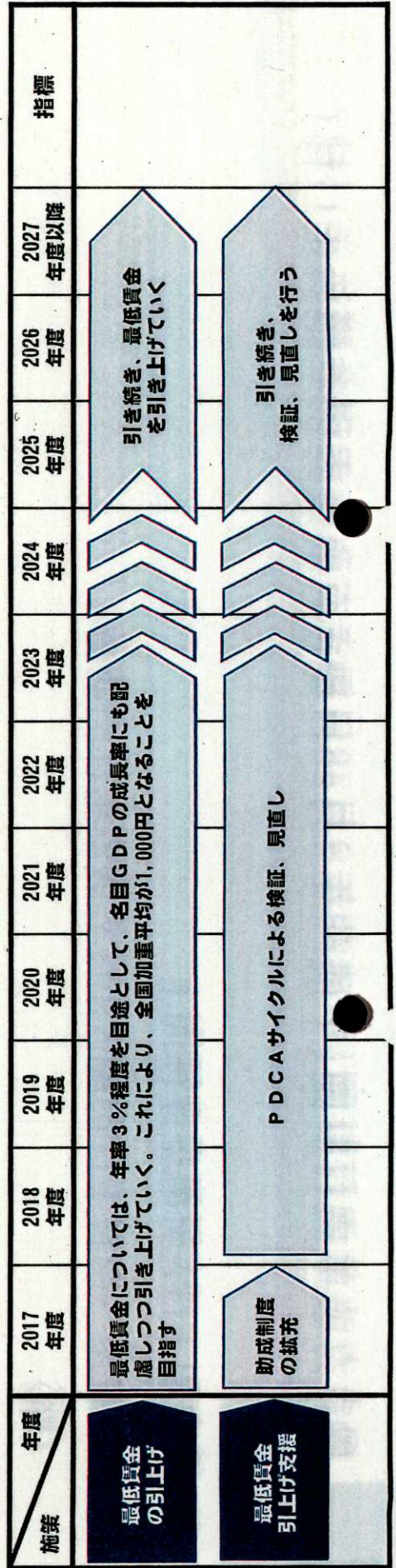
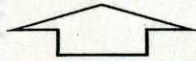
【具体的な施策】

(最低賃金の引上げ)

・2016年は最低賃金を全国加重平均で25円の引上げ。引き続き、年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。

(最低賃金引上げ支援)

・最低賃金の引上げに向け、生産性向上のために設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対し、設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度を拡充する。



項目2. 賃金引上げと労働生産性向上

③ 企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備 (その2)

【働く人の視点に立った課題】

賃上げは、今世紀に入って最も高い水準の賃上げが3年連続で実現。この流れをしっかりと維持していく必要がある。

・春季労働交渉の賃上げ率 (連合集計)

2010-2012年：平均1.70%

2013年：1.71%

2014年：2.07%

2015年：2.20%

2016年：2.00%

・最低賃金の引上げ額 (全国)

2013年：15円

2014年：16円

2015年：18円

2016年：25円

労働分配率の低下に歯止めをかけるとともに、大企業の収益をより中小企業・小規模事業者の収益や賃金に還元する必要がある。

・労働分配率

(2014年度)

中小企業：77.6%

大企業：59.6%

⇒ (2015年度)

中小企業：77.1%

大企業：57.7%

賃金の上昇のためにも、生産性の向上が必要。

・労働生産性 (時間当たり) の国際比較 (2015年)

日本 42.1ドル

アメリカ 68.3ドル

ドイツ 65.5ドル

【具体的な施策】

(賃金・生産性向上に向けた支援)

・雇用保険法を改正し、雇用関係助成金の理念に「生産性向上の実現の後押し」を追加し、生産性向上要件を満たす場合に、優遇助成する仕組みを導入する。生産性向上要件の判断に際し、地域の金融機関による事業性評価の情報を活用する仕組みを設ける。また、企業の労働環境等の改善に資する設備投資を促進するとともに、助成金について、生産性を成果で評価する仕組みを設けるなど、随時見直しを行っていく。

・生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、生産性の向上、従業員の賃金アップ、離職率低下を実現した企業を助成する制度を創設する。また、所得拡大促進税制 (賃上げを行う事業者に対する税額控除) について、中小企業向け支援を強化する。これらの制度について、中小・小規模事業者への周知徹底を図る。

(下請等中小企業の取引条件の改善)

・一層拡大した大企業の収益が全国津々浦々の下請の中小企業の収益として波及するよう取引条件の改善に取り組み。このため、強化された関係法令 (下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定、下請代金の支払いについて通達を50年ぶりに見直し) の周知徹底、浸透を図るとともに、併せて、①下請企業の価格交渉力を支援するための相談体制の充実、ノウハウ・ハンドブック等の周知徹底 ②「下請ガイドライン」の周知徹底、対象業種の拡大や内容充実など必要な見直しなどを行う。

・産業界には、これを踏まえ自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請Gメン (取引調査員) による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直しを要請など、必要な対応を検討し、実施する。

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
施策	生産性要件による支援額増しの増入等											各種助成制度を活用し、賃金の引上げ等を行う企業に對する支援を実施する。
	助成金制度の創設											
賃金・生産性向上に向けた支援の充実	中小企業への所得拡大促進税制の拡充											各種助成制度を活用し、賃金の引上げ等を行う企業に對する支援を実施する。
	強化された法令の周知・徹底											
下請等中小企業の取引条件の改善	フォローアップ体制の強化											各種助成制度を活用し、賃金の引上げ等を行う企業に對する支援を実施する。

PDCAサイクルによる検証、見直し

PDCAサイクルによる検証、見直し

PDCAサイクルによる検証、見直し

フォローアップの結果を踏まえ、下請等中小企業の取引条件の改善に向け、必要に応じ更なる対応を検討し、実施する

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援

平成29年度

最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指す。また、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

①最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等

○最低賃金総合相談支援センターの設置・運営

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全国47箇所
にフリーストップで対応する窓口を設け、相談や専門家派遣等を実施

○業務改善助成金の支給

全国47都道府県において、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)等の一部を助成

○業種別中小企業団体助成金の支給

賃金の引上げを行うことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体等に対して、その取組に必要な経費を助成

②キャリアアップ助成金(処遇改善支援)

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成

○全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が、1~3人:9.5万円<12万円> 4~6人:19万円<24万円>
7~10人:28.5万円<36万円> 11~100人:2.85万円<3.6万円> ×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円<18,000円>加算

(注1) <>は生産性の向上が認められる場合の助成額

(注2) 中小企業以外の助成額は3/4程度

○一部(雇用形態別、職種別等)の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成(助成額は上記の半額)

③人事評価改善等助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行う。

○能力評価等による人事評価システム及び整備した人事評価システムに
じた2%の賃金引上げを含む賃金制度を整備(いずれも就業規則等の改定
が必要)・実施した場合、50万円を助成

○制度整備助成の支給を受けた事業主が、1年経過後に、生産性向上、
2%の賃金引上げ及び離職率低下の目標を達成した場合、上記の助成に
加え80万円を助成